

平成31年度 保育料基準額表（保育標準時間認定）

保育料 階層 区分	各 属 月 初 日 の 世 帯 の 在 籍 階 層 の 区 分	家族構成			保 育 料 (月 額)			
		定 義			3 歳 未 満 児	3 歳 児	4 歳 以 上 児	
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者を含む世帯又は児童福祉法第6条の4に規定する里親を含む世帯	共通			0	0	0	
2	第1階層を除き、市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 4~8月分:平成30年度 9~3月分:平成31年度	市町村民税非課税世帯	二人親	1子目	生計同一の兄弟なし	4,500	3,000	3,000
				2子目以降	生計同一の兄弟1人以上	0	0	0
			ひとり親等			0	0	0
3-1	16,200円未満の世帯	二人親	1子目	生計同一の兄弟なし	10,000	7,600	7,600	
			2子目	生計同一の兄弟1人	0	7,600	7,600	
				同時利用の兄弟1人	0	0	0	
		3子目以降	生計同一の兄弟2人以上	0	0	0		
		ひとり親等	1子目	生計同一の兄弟なし	9,000	6,000	6,000	
			2子目以降	生計同一の兄弟1人以上	0	0	0	
3-2	16,200円以上 32,400円未満の世帯	二人親	1子目	生計同一の兄弟なし	12,800	10,400	10,400	
			2子目	生計同一の兄弟1人	0	8,250	8,250	
				同時利用の兄弟1人	0	0	0	
		3子目以降	生計同一の兄弟2人以上	0	0	0		
		ひとり親等	1子目	生計同一の兄弟なし	9,000	6,000	6,000	
			2子目以降	生計同一の兄弟1人以上	0	0	0	
3-3	32,400円以上 48,600円未満の世帯	二人親	1子目	生計同一の兄弟なし	15,600	13,200	13,200	
			2子目	生計同一の兄弟1人	0	8,250	8,250	
				同時利用の兄弟1人	0	0	0	
		3子目以降	生計同一の兄弟2人以上	0	0	0		
		ひとり親等	1子目	生計同一の兄弟なし	9,000	6,000	6,000	
			2子目以降	生計同一の兄弟1人以上	0	0	0	
4-1	第1階層及び第2階層を除き、市町村民税の所得割課税額が次の区分に該当する世帯	二人親	1子目	生計同一の兄弟なし	18,900	16,450	16,450	
			2子目	生計同一の兄弟1人	0	13,500	13,500	
				同時利用の兄弟1人	0	0	0	
		3子目以降	生計同一の兄弟2人以上	0	0	0		
		ひとり親等	1子目	生計同一の兄弟なし	9,000	6,000	6,000	
			2子目以降	生計同一の兄弟1人以上	0	0	0	
4-2	4~8月分:平成30年度 9~3月分:平成31年度	二人親	1子目	生計同一の兄弟なし	22,200	19,700	19,700	
			2子目	生計同一の兄弟1人	0	13,500	13,500	
				同時利用の兄弟1人	0	0	0	
		3子目以降	生計同一の兄弟2人以上	0	0	0		
		ひとり親等	1子目	生計同一の兄弟なし	9,000	6,000	6,000	
			2子目以降	生計同一の兄弟1人以上	0	0	0	
4-3	80,800円以上 97,000円未満の世帯		1子目	生計同一の兄弟なし	25,500	22,950	22,950	
			2子目以降	生計同一の兄弟1人以上	0			
5-1	97,000円以上 121,000円未満の世帯		1子目	生計同一の兄弟なし	30,350	27,750	26,910	
			2子目以降	生計同一の兄弟1人以上	0			
5-2	121,000円以上 145,000円未満の世帯		1子目	生計同一の兄弟なし	35,200	32,550	30,870	
			2子目以降	生計同一の兄弟1人以上	0			
5-3	145,000円以上 169,000円未満の世帯		1子目	生計同一の兄弟なし	40,050	37,350	34,840	
			2子目以降	生計同一の兄弟1人以上	0			
6-1	169,000円以上 213,000円未満の世帯			45,000	40,750	34,840		
6-2	213,000円以上 257,000円未満の世帯			49,950	40,750	34,840		
6-3	257,000円以上 301,000円未満の世帯			54,900	40,750	34,840		
7-1	301,000円以上 333,000円未満の世帯			61,930	43,010	36,780		
7-2	333,000円以上 365,000円未満の世帯			68,960	43,010	36,780		
7-3	365,000円以上 397,000円未満の世帯			76,000	43,010	36,780		
8	397,000円以上の世帯			98,800	43,010	36,780		

※ 4-3階層から8階層については、同一世帯から保育所等に2人が入所の場合は、下の子が無料になります。ただし、就学前児童に限りません。

保育所等とは、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、特例保育、家庭的保育事業等、

児童発達支援及び医療型児童発達支援の利用のことです。(認可外保育施設は対象外です。)

※ 満9歳未満(年度の途中で満9歳に達する場合には、9歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)の児童を3人以上監護し、

児童の年齢の高い方から数えて3人目以降の児童が保育所に入所している場合、上記の規定にかかわらず、その児童の保育料は免除されます。

※ 市町村民税額は、寄付金控除、配当控除、外国税額控除、住宅取得控除前のもので、医療費控除後の税額

※ この基準額表中の年齢区分については、年度の初日の年齢区分となります。

平成31年度 保育料基準額表（保育短時間認定）

保育料階区分	各月最初の世帯の在籍児童の区分	家族構成			保育料（月額）			
		定義			3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者を含む世帯又は児童福祉法第6条の4に規定する里親を含む世帯	共通			0	0	0	
2	第1階層を除き、市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 4～8月分：平成30年度 9～3月分：平成31年度	市町村民税非課税世帯	二人親	1子目	生計同一の兄弟なし	4,500	3,000	3,000
				2子目以降	生計同一の兄弟1人以上	0	0	0
			ひとり親等			0	0	0
3-1	16,200円未満の世帯	二人親	1子目	生計同一の兄弟なし	9,940	7,540	7,540	
			2子目	生計同一の兄弟1人	0	7,540	7,540	
				同時利用の兄弟1人	0	0	0	
			3子目以降	生計同一の兄弟2人以上	0	0	0	
		ひとり親等	1子目	生計同一の兄弟なし	9,000	6,000	6,000	
			2子目以降	生計同一の兄弟1人以上	0	0	0	
3-2	16,200円以上 32,400円未満の世帯	二人親	1子目	生計同一の兄弟なし	12,680	10,280	10,280	
			2子目	生計同一の兄弟1人	0	8,150	8,150	
				同時利用の兄弟1人	0	0	0	
			3子目以降	生計同一の兄弟2人以上	0	0	0	
		ひとり親等	1子目	生計同一の兄弟なし	9,000	6,000	6,000	
			2子目以降	生計同一の兄弟1人以上	0	0	0	
3-3	32,400円以上 48,600円未満の世帯	二人親	1子目	生計同一の兄弟なし	15,440	13,040	13,040	
			2子目	生計同一の兄弟1人	0	8,150	8,150	
				同時利用の兄弟1人	0	0	0	
			3子目以降	生計同一の兄弟2人以上	0	0	0	
		ひとり親等	1子目	生計同一の兄弟なし	9,000	6,000	6,000	
			2子目以降	生計同一の兄弟1人以上	0	0	0	
4-1	第1階層及び第2階層を除き、市町村民税の所得割課税額が次の区分に該当する世帯	二人親	1子目	生計同一の兄弟なし	18,680	16,230	16,230	
			2子目	生計同一の兄弟1人	0	13,300	13,300	
				同時利用の兄弟1人	0	0	0	
			3子目以降	生計同一の兄弟2人以上	0	0	0	
		ひとり親等	1子目	生計同一の兄弟なし	9,000	6,000	6,000	
			2子目以降	生計同一の兄弟1人以上	0	0	0	
4-2	4～8月分：平成30年度 9～3月分：平成31年度	二人親	1子目	生計同一の兄弟なし	21,920	19,420	19,420	
			2子目	生計同一の兄弟1人	0	13,300	13,300	
				同時利用の兄弟1人	0	0	0	
			3子目以降	生計同一の兄弟2人以上	0	0	0	
		ひとり親等	1子目	生計同一の兄弟なし	9,000	6,000	6,000	
			2子目以降	生計同一の兄弟1人以上	0	0	0	
4-3	80,800円以上 97,000円未満の世帯		1子目	生計同一の兄弟なし	25,160	22,610	22,610	
			2子目以降	生計同一の兄弟1人以上	0			
5-1	97,000円以上 121,000円未満の世帯		1子目	生計同一の兄弟なし	29,940	27,160	25,190	
			2子目以降	生計同一の兄弟1人以上	0			
5-2	121,000円以上 145,000円未満の世帯		1子目	生計同一の兄弟なし	34,720	31,710	27,770	
			2子目以降	生計同一の兄弟1人以上	0			
5-3	145,000円以上 169,000円未満の世帯		1子目	生計同一の兄弟なし	39,510	36,260	30,350	
			2子目以降	生計同一の兄弟1人以上	0			
6-1	169,000円以上 213,000円未満の世帯				44,370	36,260	30,350	
6-2	213,000円以上 257,000円未満の世帯				49,230	36,260	30,350	
6-3	257,000円以上 301,000円未満の世帯				54,090	36,260	30,350	
7-1	301,000円以上 333,000円未満の世帯				61,010	38,270	32,040	
7-2	333,000円以上 365,000円未満の世帯				67,930	38,270	32,040	
7-3	365,000円以上 397,000円未満の世帯				74,860	38,270	32,040	
8	397,000円以上の世帯				97,280	38,270	32,040	

※ 4-3階層から8階層については、同一世帯から保育所等に2人が入所の場合は、下の子が無料になります。ただし、就学前児童に限ります。

保育所等とは、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、特例保育、家庭的保育事業等、

児童発達支援及び医療型児童発達支援の利用のことです。（認可外保育施設は対象外です。）

※ 満9歳未満（年度の途中で満9歳に達する場合には、9歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にいる者）の児童を3人以上監護し、

児童の年齢の高い方から数えて3人目以降の児童が保育所に入所している場合、上記の規定にかかわらず、その児童の保育料は免除されます。

※ 市町村民税額は、寄付金控除、配当控除、外国税額控除、住宅取得控除前のもので、医療費控除後の税額

※ この基準額表中の年齢区分については、年度の初日の年齢区分となります。